湖西市地域包括支援センター湖西白萩　運営規程
(介護予防ケアマネジメント)

（事業の目的）

第 1 条　社会福祉法人慈悲庵が開設する湖西市地域包括支援センター湖西白萩（以下「事業所」という）が行う介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者（以下「職員等」という）が、事業対象者の高齢者に対し、適正な介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条　事業所は、事業対象者が保健・医療・福祉サービスを適正に利用し、自立した日常生活が営めるよう、事業対象者の依頼を受けて介護予防・生活支援サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービス提供が確保されるよう、介護予防・生活支援サービス事業所との連絡調整等、その他の便宜の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名称　　湖西市地域包括支援センター湖西白萩

（２）所在地　静岡県湖西市太田４５０－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次の通りとする。

（１）管理者　　１名

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）主任介護支援専門員　　１名以上

（３）社会福祉士（管理者と兼務）　　１名以上

（４）保健師等　　１名以上

利用者からの相談に応じ、その心身の状況や環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防・生活支援サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（１）営業日　　月曜日から金曜日（１２月２９日から１月３日を除く）

（２）営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料等）

第６条

１　介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

（１）提供方法　「介護予防ケアマネジメントのガイドライン」に従って実施。

（２）利用者の相談を受ける場所は第３条に規定するセンター内又は居宅とする。

（３）介護予防ケアマネジメントの類型によるサービス担当者会議・訪問・モニタリング、その他等

＜ケアマネジメント類型＞

介護予防ケアマネジメントのプロセスにおいては、利用者の状態や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて３パターンの類型に分けられる。

① ケアマネジメントＡ（原則的な介護予防ケアマネジメント）

② ケアマネジメントＢ（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

③ ケアマネジメントＣ（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

①ケアマネジメントＡ

アセスメント(課題分析)によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。モニタリングについては３か月に一回以上行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能である。

＊サービス担当者会議

ア　場所は第３条に規定するセンター内、サービス事業所内、医療施設又は自宅とする。

イ　サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

②ケアマネジメントＢ

アセスメント(課題分析)からケアプラン原案作成まではケアマネジメント Ａ と同様であるが、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、６か月に一回以上のモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施する。

③ケアマネジメントＣ

ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。

初回のみ簡略した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果(「本人の生活の目標」「維持・改善すべき課題」「その具体的対策」「目標を達成するための取組」等を記載)を説明、理解してもらった上で、住民全体の支援等を利用し、モニタリング等は行わない。

また、状態等に応じた適切なサービス提供につながるよう、ケアマネジメント結果については、サービス提供者に対して、利用者の同意を得て、ケアマネジメント結果を送付するか、利用者本人に持参してもらう

＜その他＞

① 地域包括支援センターの判断により、ケアマネジメント類型による介護予防ケアマネジメントのプロセスはその途中においても、利用者本人の状況等に応じて、変更できるものとする。

② 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

③ モニタリングの結果記録　適宜

２　介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、湖西市が定める基準によるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施範囲は管轄自治会圏域（新所、入出、神座、太田、青平、大知波、利木、横山）とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第８条　事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な処置を講じると共に、行政等との連携を図る。

（業務継続計画の策定等）

第９条

１　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症予防対策）

第 10 条　事業者は、当該地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（身体的拘束の適正化の推進）

第 11 条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等が禁止となり、委員会の設置・指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じ、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付ける。

（苦情処理）

第 12 条　自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防・生活支援サービス計画に位置付けた介護予防・生活支援サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

（苦情の受付窓口）

第 13 条　苦情の受付窓口は以下の通りとする。

担当者　　鈴木　優美
受付時間　　午前８時３０分から午後５時３０分
　　月曜日から金曜日（１２月２９日から１月３日を除く）
電話　　０５３－５７３－２０５０

（カスタマーハラスメントへの対応）

第 14 条

1　事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護

サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2　前項に定めるカスタマーハラスメントには、言動の内容や手段や態様が社会通念上許容される範囲を超える行為を含むものとするが、これらに限られるものではない。

3　事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4　事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、利用契約の解除やサービス利用の停止、弁護士や警察等の法的措置を講ずることがある。

（事故発生時の対応）

第 15 条

1　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに湖西市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2　サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条

1　事業所は、職員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈悲庵と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２０年０４月０１日から施行する。

この規程は、平成２１年０８月０１日から改正施行する。

この規程は、平成２４年０４月０１日から改正施行する。

この規程は、平成２７年０４月０１日から改正施行する。

この規程は、平成２８年０４月０１日から改正施行する。

この規程は、平成３０年０３月０１日から改正施行する。

この規程は、平成３０年０６月０４日から改正施行する。

この規程は、令和０３年０４月０１日から改正施行する。

この規程は、令和０４年０６月０１日から改正施行する。

この規程は、令和０５年１２月０１日から改正施行する。

この規程は、令和０６年０４月０１日から改正施行する。

この規程は、令和０７年０４月０１日から改正施行する。

この規程は、令和０７年０９月０１日から改正施行する。

この規程は、令和０７年１１月０１日から改正施行する。

この規程は、令和０８年１０月０１日から改正施行する。